

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 8 年 8 月 4 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請にあたり該当しないものは取消線を引くこと。
(例：再審査を申し立てる場合は、一番上のみに取消線を引く)

地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県知事 殿

申請者 鳥取市東町1-220
株式会社 鳥取組
代表取締役 鳥取 功

行政側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01 令和 03 年 03 月 01 日	令和 03 年 03 月 01 日	複数の許可を有し、それぞれの許可年月日が一本化されていない場合、最も古い許可日を記入すること。

申請時 の 許可 番号	02	大臣 知事	コード 31	国土交通大臣 鳥取県知事	許可(一般)	03	第 007676号	許可年月日 令和 04 年 03 月 09 日
----------------------	----	----------	-----------	-----------------	--------	----	--------------	----------------------------

前回の申請時 の 許可 番号	03	大臣 知事	コード 31	国土交通大臣 知事	許可(一般)	03	第 007676号	許可年月日 令和 04 年 03 月 09 日
審査基準日	04	令和 04 年 03 月 01 日	更新により許可年月日が変わるときは空欄。国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回申請時の許可番号と前回申請時の許可番号が異なっている場合のみ前回の許可番号を記入。					

申請等の区分	05	1	企業の資本金額（出資総額）を記入。（個人は記載しない。） (Y点を単独決算で受審した場合、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額) (Y点を連結決算で受審した場合、様式第15号（貸借対照表）の資本金の額となる)					
処理の区分	06	00						

資本金額 又は出資総額	07	1	(1.法人)	20,000	(千円)	0123456789012
----------------	----	---	--------	--------	------	---------------

商号又は名称 のフリガナ	08	ト	ツ	ト	リ	グ	ミ	法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。					
-----------------	----	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

商号又は名称	09	(株)	鳥取組	「フリガナ」には株式会社等法人の種類を表す文字は記載しない。 「商号又は名称」には株式会社等法人の種類を表す文字は(株)等略号を使用する。 「フリガナ」及び「商号又は名称」とともに濁点は1カラムに収めること。					
--------	----	-----	-----	--	--	--	--	--	--

代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	ト	ツ	ト	リ	ツ	ト	ム	姓と名の間は、1カラム空けること。					
---------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	-------------------	--	--	--	--	--

代表者又は 個人の氏名	11	鳥取功	下記のコードを記入すること。					
----------------	----	-----	----------------	--	--	--	--	--

主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	31201	鳥取市：31201 米子市：31202 倉吉市：31203 境港市：31204 岩美町：31302 若桜町：31325 智頭町：31328 八頭町：31329 三朝町：31364 湯梨浜町：31370 琴浦町：31371 北栄町：31372 日吉津村：31384 大山町：31386 南部町：31389 伯耆町：31390 日南町：31401 日野町：31402 江府町：31403					
主たる営業所の所在地	13	東町1-220						

●「鳥取市国府町〇〇」の場合「国府町〇〇」と記載する。 ●「1丁目220番地」は「1-220」のようにハイフンにより表記する。									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

郵便番号	14	680-8570	電話番号	0857-26-7347	ハイフンで区切ること。					
------	----	----------	------	--------------	-------------	--	--	--	--	--

許可を受けている 建設業	15	22	2	1	(1.一般) (2.特定)					
-----------------	----	----	---	---	------------------	--	--	--	--	--

経営規模等評価 対象建設	16	9	今回、受審を希望するものに「9」を記入すること。					
-----------------	----	---	--------------------------	--	--	--	--	--

今回受審するかどうかに関わらず、申請日において許可を有していれば、
一般許可は「1」を、特定許可は「2」を記入すること。

- 毎年度毎に審査対象区分（1年 or 2年）を選択できます。基準決算のみと2期平均した額を比較して有利な方を選択してください。

2期平均を選択した場合、千円未満は切り捨て。

2期平均を選択した場合のみ記載すること。

経営状況分析結果通知書に記載されている営業利益及び減価償却実施額を記載すること。

「20005帳票（技術職員名簿）」の職員数と一致すること。

〇〇センター

なお、再審査を申し立てる場合は、様式第 25 号の 11（当申請書）と、訂正する書類、訂正の責が申請者にある場合は所定の手数料を貼付し申請すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 号	平成 年 月 日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由

ファックス番号 0857-26-8190

記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び知事」については、不要のものを消すこと。
 - 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - 太線の枠内には記入しないこと。
 - で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
 - 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
 - 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 - 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- | コード | 申請等の種類 |
|-----|--------------------------|
| 1 | 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 |
| 2 | 経営規模等評価の申請 |
| 3 | 総合評定値の請求 |
| 4 | 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 |
| 5 | 経営規模等評価の再審査の申立 |
- 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- | コード | 処理の種類 |
|-----|---|
| 00 | 12か月ごとに決算を完結した場合
（例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 |
| 01 | 6か月ごとに決算を完結した場合
（例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 |
| 02 | 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
（例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
（例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき |
| 03 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき |
| 04 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき |
- また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 株 有 限 公 司 有 限 公 司)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1,234,000 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 ①⑨「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 ②⑦「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば②⑦⑦⑦⑦⑦⑦のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国 土 交 通 大 臣	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 縄 県 知 事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

【記載例1】1枚目

次の業種を記載した場合、実績の有無にかかわらず内数としての業種を必ず記入すること。

- 土木一式工事(010)→P C 工事(011)
- とび・土工コンクリート工事(050)→法面処理工事(051)
- 鋼構造物工事(110)→鋼橋上部工事(111)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

常に12ヶ月となる。
決算期を変更している場合も、12ヶ月
を計算し記入すること。

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々 審査対象事業年度		この記載例は3年平均 の場合。 2年平均を選択して いる場合は記載不要。		審査対象事業年度 自 0 6 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月		計算基準の区分 2 (1. 2年平均 2. 3年平均)			
業種コードは必ず記入し、小さいものから順に記載すること。		対象事業年度の 対 象 事 業 年 度 5 年 4 月 ~ 6 年 3 月 対 象 事 業 年 度 の 前 々 審 査 対 象 事 業 年 度 4 年 4 月 ~ 5 年 3 月		※2期平均と3期平均で、どちらが有利になるかという質問には、 審査者はお答えできませんので各社の責任で選択してください。					
業 種 3 2 0 1 0		完 成 工 事 高 (千円) 3 2 0 1 0 5 0 0 0 0 0		元 請 完 成 工 事 高 (千円) 3 2 0 1 0 3 0 0 0 0 0		完 成 工 事 高 (千円) 3 2 0 1 0 2 4 0 0 0 0		元 請 完 成 工 事 高 (千円) 3 2 0 1 0 2 4 0 0 0 0	
工事の種類 土木一式工事		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 400,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 600,000		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 200,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 400,000		すべて千円未満の端数を切り捨てて記載し、工事経歴書の完成 工事高と一致させる。			
工事の種類 P C 工事		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 0		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 0		左欄「完成工事高」のうち、 元請完成工事高について記入。			
工事の種類 建築一式工事		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 80,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 90,000		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 60,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 70,000		3年平均を選択の場合は、計算表の合計を2で割って計上すること。 (千円未満切り捨て。当期以前の2年平均分を計上すること。) 2期平均を選択している場合は記載不要。 (ただし、決算期変更等により按分の必要がある場合を除く)			
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 18,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 22,000		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 10,000 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度 19,500		用紙が2枚以上にわたる場合、その他工事及び合計は 最終ページのみに記入すること。			
工事の種類 その他		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度					
工事の種類 その他 工事		完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度		元 請 完 成 工 事 高 計 算 表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の前々審 査対象事業年 度					
3 4 合 計		3 5 10 20		13 15 20		23 25 30 33 35 40			

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

※基本的に自社物件の工事は、建設業法における工事に該当せず、完成工事高へ計上不可となり、兼業事業売上高へ計上。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
- (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
- (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月
- (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月
- (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

090	管	工	事	190	内	装	仕	上	工	事		
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	--	--

5 [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

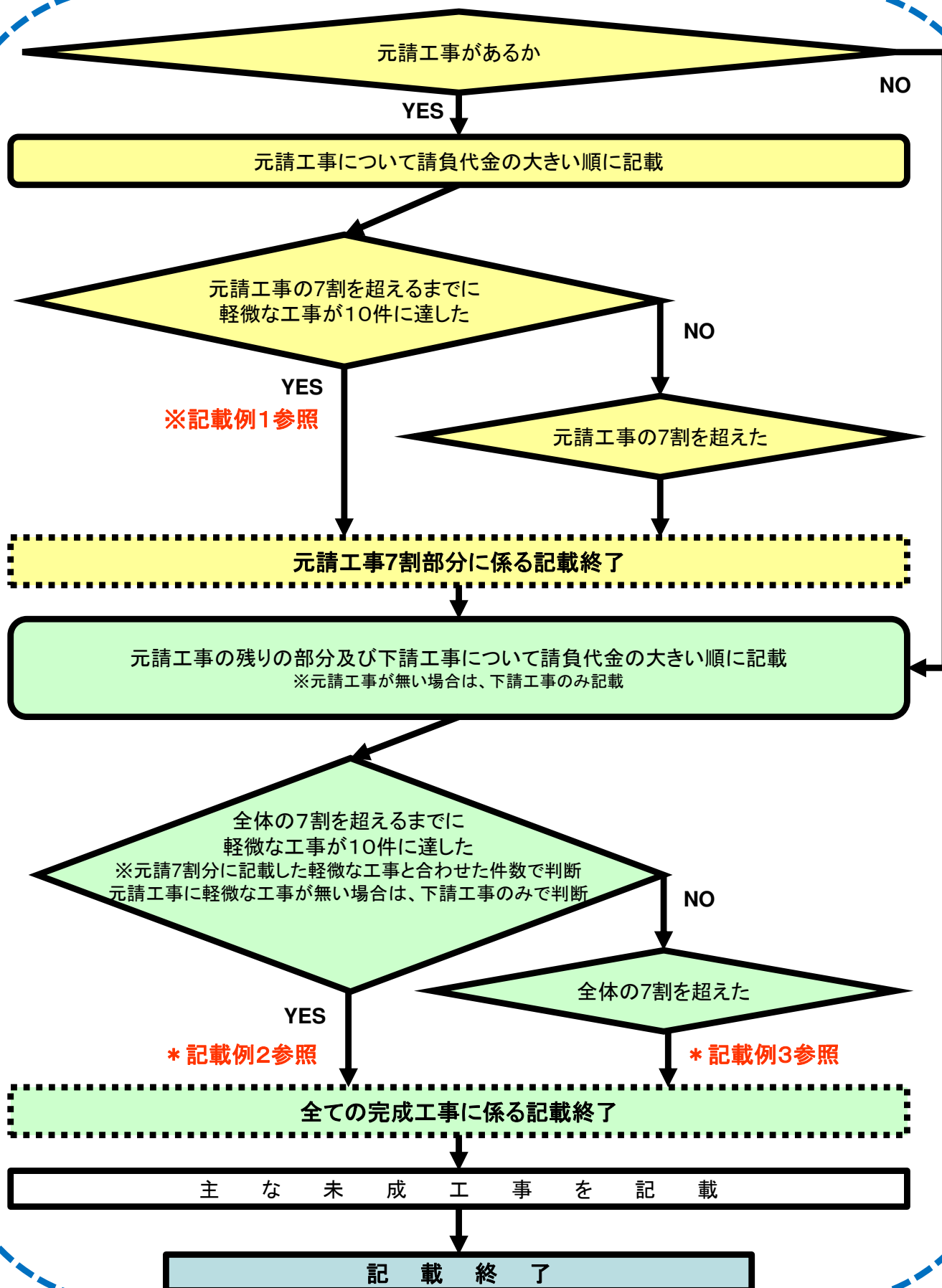
6 [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後V E（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後V Eによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば[], [] [] [1], [2] [3] [4], [0] [0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること（イニシャル、名字のみ等表記）。法人名、団体名は記載すること。

記載例1

元請工事のみで軽微な工事が10件に達した場合

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事

（税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	配置技術者の別（該当箇所にはレ印を記載）	主任技術者又は監理技術者の氏名	うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月	完成又は 完成予定年月
鳥取県	元請	JV	鳥取県	山田一郎	10,000千円	3年8月	3年11月
"	"	"	鳥取県	田中次郎	① 4,500千円	3年4月	3年5月
"	"	"	鳥取県	田中次郎	② 4,000千円		
"	"	"	鳥取県	田中次郎	③ 3,500千円		
"	"	"	鳥取県	田中次郎	④ 3,000千円		
鳥取市	"	"	鳥取市	田中次郎	⑤ 2,200千円	3年5月	3年5月
"	"	"	鳥取市	鈴木三郎	⑥ 1,800千円	3年11月	3年12月
"	"	"	鳥取市	山田一郎	⑦ 1,500千円		
"	"	"	鳥取市	田一郎	⑧ 1,000千円		
"	"	"	鳥取市	木三郎	⑨ 800千円		
A	"	"	鳥取市	木三郎	⑩ 750千円	3年1月	3年2月
〇〇建設	下請	"	鳥取市	鈴木三郎	8,000千円		
手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。 ※完成日順ではない。					工事内容がそれぞれ、 土木一般のうち、PC とび・土工のうち、法面処理 鋼構造物一般のうち、鋼橋上部 であるとき再度記載。		
手順②元請全体の7割(50,000千円×0.7=35,000千円)に達するまでに軽微な工事を10件記載した。 ※元請7割についての記載は終了。					軽微な工事(税込500万円未満) ※建築一式工事は税込1,500万円未満。 ※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない		
手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。 (※残りが軽微な工事しかない場合はこれ以上の記載は不要)					PC、法面処理、鋼橋上部の実績がある場合、金額を記載。		
手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えていないが、軽微な工事を10件記載し、下請工事のうち軽微な工事以外の工事がこれ以上ないためここで記載終了。 ※全工事について記載終了。					うち 元請工事 33,050千円 11,800千円		
軽微な工事は元請と下請を含めて10件を超えて記載する必要はありません。元請工事で軽微な工事を10件記載し、下請工事で軽微な工事以外がなければ、その後記載する必要はありません。					うち 元請工事 50,000千円 11,800千円		
小計					12	41,050千円	
合計					50件	100,000千円	11,800千円

記載例2

全体で軽微な工事が10件に達した場合

工事経

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事

(税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	氏名	主任技術者	監理技術者	PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月
鳥取県	元請	JV	一郎	〇	〇	10,000	3 年 8 月	3 年 11 月
"	"	"	次郎	〇	〇	(2,500) 9,000	3 年 4 月	4 年 5 月
B	"	"	田中次郎	〇	〇	① 3,000	3 年 6 月	3 年 8 月
〇〇建設	下請	"	山田一郎	〇	〇	8,000	3 年 4 月	3 年 6 月
"	"	"	田中次郎	〇	〇	② 4,500	3 年 3 月	3 年 4 月
△△建設	"	"	田中次郎	〇	〇	③ 2,200	3 年 3 月	3 年 4 月
"	"	"	鈴木三郎	〇	〇	2,000	3 年 3 月	3 年 4 月
□□建設	"	"	山田一郎	〇	〇	④ 1,800	3 年 3 月	3 年 4 月
"	"	"	山田一郎	〇	〇	⑤ 1,750	3 年 3 月	3 年 4 月
鳥取市	元請	"	鈴木三郎	〇	〇	⑥ 1,650	3 年 4 月	3 年 5 月
"	"	"	鈴木三郎	〇	〇	⑦ 1,500	3 年 1 月	3 年 2 月
〇〇建設	下請	"	鈴木三郎	〇	〇	⑧ 1,300	3 年 5 月	3 年 10 月
△△建設	"	"	吉田四郎	〇	〇	⑨ 1,200	3 年 9 月	3 年 11 月

免税業者は税込、免税業者以外は税抜で記載。

手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。
※完成日順ではない。

手順②元請全体の7割(22,000千円×0.7=15,400千円)に達した。
※元請7割についての記載は終了。

〇〇団地造成工事

手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。

市道〇〇線 交通安全施設工事

手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えるまでに軽微な工事が10件に達した。
※全工事について記載終了。

小計	13	41,400	10,000	うち 元請工事	18,650	10,000	千円
合計	70	100,000	10,000	うち 元請工事	22,000	10,000	千円

注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イニシャル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

◆工事進行基準適用工事の工事経歴書の記載方法
全体の契約額の上に工事進行基準による当期計上額をカッコ書きで記載。
＜記載例＞
請負代金の額
(65,000) 千円
←工事進行基準による当期計上額
←全体の契約額

※入金割合に応じてその金額を完成工事高に計上するのは間違いです。
※記載の順番は請負代金の全額を基準に記載。

軽微な工事(税込500万円未満)
※建築一式工事は税込1,500万円未満。
※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない。

すべての完成工事高合計額の7割に達した場合

(用紙A4)

書
歷
經
事
工

とび・土工・コンクリート工事
(建設工事の種類)

(税迟 · 税拔)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	J V の別	工 事 名	配 置 技 術 者 氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別(様当箇所にも印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額	工 期 着工年月 完成又は 完成予定年月
鳥取県	元請	J V	県道〇〇線 法面処理工事	山田 一郎	〃	20,000 千円	3 年 8 月 令和 3 年 11 月
鳥取市	〃			田中 次郎	〃	14,000 千円	3 年 4 月 令和 3 年 5 月
C	〃			田中 次郎	〃	3,000 千円	3 年 6 月 令和 3 年 8 月
〇〇建設	下請			山田 一郎	〃	10,000 千円	3 年 4 月 令和 3 年 6 月
〃	〃		県道〇〇線 道路改良工事	田中 次郎	〃	7,000 千円	3 年 3 月 令和 3 年 4 月
△△建設	〃			田中 次郎	〃	5,500 千円	3 年 5 月 令和 3 年 5 月
〃	〃			鈴木 三郎	〃	4,500 千円	3 年 11 月 令和 3 年 12 月
□□建設	〃		〇〇団地土地造成工事	山田 一郎	〃	3,800 千円	3 年 1 月 令和 3 年 2 月
〃	〃		市道〇〇線 道路改良工事	山田 一郎	〃	3,500 千円	3 年 3 月 令和 3 年 3 月
〃	〃		〇〇川 河床掘削工事	鈴木 三郎	〃	3,000 千円	3 年 4 月 令和 3 年 5 月
			手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えた。 ※全工事について記載終了。				
小計						74,300 千円	うち 元請工事 137,000 千円
合計						100,000 千円	うち 元請工事 50,000 千円

注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(インシヤル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

工事進行基準とは？

令和3年4月1日から収益・費用に関する計上の新基準として「収益認識基準」というものが大会社（資本金5億円以上など）に強制適用となりました。しかし中小企業（資本金5億円未満など）には強制されませんので、「工事進行基準」・「工事完成基準」を採用することも可能です。

工事進行基準を採用する場合は、当該工事契約に関して次の3点を客観的かつ信頼性をもって見積り可能であることが適用条件です。

適用条件： ①工事収益総額 ②工事原価総額 ③決算日における工事進捗度

この3点が満たされないときは工事完成基準を適用することになります。

なお、工事進捗度の一般的な見積りとして「原価比例法」を使用します。

原価比例法：期末における（既発生原価累計／最終見込原価総額）の割合

（工事進行基準の計算例）

		× 1 年度	× 2 年度	× 3 年度	計
①	契約締結時の工事収益総額	10,000	10,000	10,000	10,000
②	変更額		500	500	500
③	工事収益総額（①＋②）	10,000	10,500	10,500	10,500
④	過年度発生工事原価の累計		2,275	6,768	
⑤	当期に発生した工事原価	2,275	4,493	2,632	9,400
⑥	その後の完成までに要する工事原価見積	6,825	2,632		
⑦	工事原価総額（④＋⑤＋⑥）	9,100	9,400	9,400	9,400
⑧	決算日工事進捗度（原価比例法） （（④＋⑤）／⑦）	25% <u>2,275</u> 9,100	72% (47%) <u>6,768</u> 9,400	100% <u>9,400</u> 9,400	
⑨	当期の工事収益（③×⑧－既工事収益）	2,500	5,060	2,940	10,500
⑩	当期の工事利益（⑨－⑤）	225	567	308	1,100

工事進行基準
× 1
× 2
× 3

Q、80%の入金があった場合、80%完成工事高に計上できるか？

A、工事進行基準は、原価ベースによる出来高（原価比例法）で完成工事高を計上します。

このケースは、入金があっただけで工事は引き渡していないので完成工事高には計上できません。受け取った80%に相当する額は未成工事受入金で処理します。

会社内で作成・整理している帳簿等、工事進行基準を確認できる資料を提出してください。

工事経歴書は、建設業法で定める建設工事の種類ごとに作成してください。

【参考】建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による場重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、棄液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』にはあくすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

	建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
9	管工事 (管工事業)	冷暖房、空調調、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事 (板金工事業)	金属薄版等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	地下調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、ふすま工事、家具工事、防音工事、たたみ工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

	建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
20	機械器具設置工事 (機械器具設置 工事業)	機械器具の組立て等 により工作物を建設 し、又は工作物に機械 器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器 設置工事、内燃力発電設備 工事、集塵機器設置工事、 給排水機器設置工事、揚排 水機器設置工事、ダム用仮 設備工事、遊技施設設置工 事、舞台装置設置工事、サ イロ設置工事、立体駐車設 備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排水機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の 設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設 備、動力設備又は燃料工 業、化学工業等の設備の熱 絶縁工事、ウレタン吹付け 断熱工事	
22	電気通信工事 (電気通信工事 業)	有線電気通信設備、無線 電気通信設備、放送機 械設備、データ通信設 備等の電気通信設備を 設置する工事	有線電気通信設備工事、無線 電気通信設備工事、デー タ通信設備工事、情報処理 設備工事、情報収集設備工 事、情報表示設備工事、放 送機械設備工事、TV電波 障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23	造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石 のすえ付け等により庭 園、公園、緑地等の苑 地を築造し、道路、建 築物の屋上等を緑化し 、又は植生を復元する 工事	植栽工事、地被工事、景石 工事、地ごしらえ工事、公園 設備工事、広場工事、園路 工事、水景工事、屋上等緑 化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いて さく孔、さく井を行う工 事又はこれらの工事に 伴う揚水設備設置等を行 う工事	さく井工事、観測井工事、還 元井工事、温泉掘削工事、 井戸築造工事、さく孔工事、 石油掘削工事、天然ガス掘 削工事、揚水設備工事	
25	建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属 製の建具等を取付け る工事	金属製建具取付け工事、 サッシ取付け工事、金属製 カーテンウォール取付け工 事、シャッター取付け工事、 自動ドア取付け工事、木 製建具取付け工事、ふすま 工事	
26	水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等 のための取水、浄水、 排水等の施設を築造す る工事又は公共下水 道若しくは流域下水 道の処理設備を設置す る工事	取水施設工事、浄水施設工 事、配水施設工事、下水処 理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設 備、避難設備若しくは 消火活動に必要な設 備を設置し、又は工作 物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリン クラー設置工事、水噴 霧、泡、不燃性ガス、蒸発性 液体又は粉末による消火設 備工事、屋外消火栓設置工 事、動力消防ポンプ設置工 事、火災報知設備工事、漏 電火災警報器設置工事、非 常警報設備工事、金属製避 難はしご、救助袋、緩降機、 避難橋又は排煙設備の設 置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ 処理施設を設置する工 事	ごみ処理施設工事、し尿処 理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工 事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

工事種類別完成工事高付表で一式工事等を含める場合

各太枠内の工事間であれば、審査対象建設業に、申請対象建設業として申出をしていないものを、工事種類別完成工事高付表に記載の上、審査対象建設業に含めることができます。ただし、2年平均又は3年平均のいずれにおいても、実績がない工種に完成工事高を含めることは認められません。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	解体工事
鋼構造物工事		
建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	解体工事
鋼構造物工事	大工工事	鉄筋工事
管工事	熱絶縁工事	水道施設工事
消防施設工事	清掃施設工事	
機械器具設置工事	鋼構造物工事	
建具工事	ガラス工事	
左官工事	石工事	タイル・れんが・ブロック工事
防水工事	内装仕上工事	
屋根工事	板金工事	

< 記載例 >

工事種類別完成工事高付表	
審査対象建設業	完成工事高
土木一式工事 (うち元請)	100,000千円 (90,000千円)
土木一式工事 (うち元請)	80,000千円 (80,000千円)
とび・土工・コンクリート工事 (うち元請)	20,000千円 (10,000千円)

- ・工事種類別ごとに作成された工事経歴書の実績について、その太枠内のいずれかに実績を含める場合は、<記載例>に従い「工事種類別完成工事高付表」を作成し、一式工事等を含めることができる。
- ・今回経審において、前回経審結果を一式工事等を含めていた工種を新たに分けて、審査を希望する場合、前回経審時に提出した、工事種類別完成工事高付表（コピーで可）も提出すること。

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	3	4	1	1	←(1.有、2.無、3.適用除外)	常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は「無」となる。
健康保険加入の有無	4	2	1	1	←(1.有、2.無、3.適用除外)	建設業退職金共済制度加入・履行証明書が取得できる場合のみ認める。	
厚生年金保険加入の有無	4	3	1	1	←(1.有、2.無、3.適用除外)		
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	1	1	←(1.有、2.無)	審査基準日において、当該制度を1つ以上導入している場合は「1」を、どちらも導入していない場合は「2」を記入する。	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	1	1	←(1.有、2.無)	審査基準日において、①下請担保、②通勤災害担保、③1～7級障害保険をすべて対象としているものに加入している場合「1」、それ以外の場合は「2」を記入する。	
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	1	1	←(1.有、2.無)		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	2	2	←(1.該当、2.非該当)	審査基準日時時点で若年(満35歳未満)の技術職員の割合が15%以上の場合に該当となる。	
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	1	1	←(1.該当、2.非該当)	審査基準日時時点で審査対象年度に新たに加わった若年の技術職員の割合が1%以上の場合に該当となる。	
CPD単位取得数	4	9	8	1	1	←(単位) 技術者数 8 (人)	様式4号の「CPD単位総計(①・②)」に記載した数となる。
技能レベル向上者数	5	0	2	2	2	←(人) 技能者数 6 (人) 技能者数 6 (人) 技能者数 6 (人)	様式5号の「レベル向上の有無」欄に○を入れた者の数となる。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	1	1	1	←(1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当)	認定証または厚生労働省の公表資料等による確認ができない場合については、各認定を審査基準日以前に取得しており、審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされたことを証する書類の提出があった場合を除き非該当となる。
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	1	1	1	←(1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定)	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	1	1	1	←(1.ユースエール認定、2.非該当)	
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	4	1	1	1	←(1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当)	審査対象年度に契約し、直接請け負った工事が対象。下請工事は対象外。該当する場合様式第6号を添付。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5	5	6	4	4	←(年)	初めて許可を受けた年月日より、今回の審査基準日までの期間を計算した年数を記載します。(1年に満たない月は切り捨て。)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	2	2	2	←(1.有、2.無)	初めて許可を受けた年月日を記入。会社を設立(創業)してから期間ではありません。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5	7	2	2	2	←(1.有、2.無)	防災協定の締結相手は、国・地方公共団体・特殊法人等に限る。それを証する書類は、毎年度受審の際、持参すること。
------------	---	---	---	---	---	------------	--

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	8	2	2	2	←(1.有、2.無)	審査基準日以前1年間に営業停止等行政処分を受けた場合は「1」を記入、それ以外は「2」を記入すること。資格停止は該当しない。
指示処分の有無	5	9	2	2	2	←(1.有、2.無)	

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	3	3	3	←(1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)	審査基準日時点において、以下の区分により記入すること。 「1」…会計監査人を設置している場合 「2」…会計参与を設置し、会計参与報告書を提出している場合(会計参与を設置していることを確認するため、登記簿(写)を持参)。 「3」…自社の常勤職員で、公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格者(※)項番61に記入した者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合。 「4」…上記以外。 ※合格後5年を経過した者は登録経理講習を受講していること
公認会計士等の数	6	1	1	1	1	←(人)	
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	1	1	1	←(人)	

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6	3	3	3	3	←(千円)	「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は「0」を記入。
-------------	---	---	---	---	---	-------	--

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	5	5	5	←(台)	加点要件を満たす自社保有のショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械の台数の合計を記入。別添「機械設備等調査」の数と一致させること。
----------------	---	---	---	---	---	------	--

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6	5	1	1	1	←(1.有、2.無)	登録範囲に建設業が含まれていることが必要。また、登録範囲が一部の支店等に限定されている場合は対象外。
ISO9001の登録の有無	6	6	1	1	1	←(1.有、2.無)	
ISO14001の登録の有無	6	7	1	1	1	←(1.有、2.無)	

様式第二十五号の十四別紙三

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ☐ ☐ ☐ 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ☐ ☐ ☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ☐ ☐ ☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基金となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 ☐ ☐ ☐ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 ☐ ☐ ☐ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 ☐ ☐ ☐ 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 ☐ ☐ ☐ 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 ☐ ☐ ☐ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 ☐ ☐ ☐ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場

- 合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースフル認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 **5** **4**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5** **5**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 **5** **6**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6** **4**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

機 械 設 備 等 調 査 (経 営 規 模 等 評 価 申 請 用)

記載例

管理 番号	建設機械の種類 機 械 名	メーカー名	型式	能力 自重・容量	製造・ 車体番号	取得年月日又は リース期間	使用者名	特定自主検査等		備 考
								検査業者又は 事業者	直近の 検査年月日	
1	ショベル系掘削機 (バックホウ)	〇〇鉄工所	〇〇NX		ABC000-000	H18. 6	(株)鳥取組	(株)鳥取組	R7. 12. 15	○
2	ブルドーザー	〇△重工業	CAT〇〇〇	3. 5t	9876	R4. 1. 1 ～R8. 12. 31	(株)鳥取組	〇〇リース	R7. 10. 20	○
3	トラクターショベル	◇〇△	SK04-〇	0. 5m ³	鳥取00 け88-24	R6. 10. 1 ～R7. 9. 30	(株)鳥取組	〇〇リース	新車	－
4	ダンプ車	△△△	XXX-AABB	R7. 12. 28	鳥取00 け88-25	R8. 3. 1 ～R11. 2. 28	(株)鳥取組			リース ～R11. 12. 31 自動更新あり
5	移動式クレーン	□□□	YY-0000	吊上荷重4 t R7. 10. 31	9876543	H24. 10. 1	(株)鳥取組	◎◎◎	R8. 3. 30	○
6										
7										
8										
13										
14										
15										

リースの場合、期間
終期、自動更新
の有無を記載する
こと

審査基準日を含む事業年度中の特
定自主検査の検査年月日を記載。
(特定自主検査記録表で確認)
※例はR8.3.31基準日の場合

特定自主検査を受けているもののみ加
点するので、必ず「○」になるはず。
(確認の意味で設けている項目)

新車の場合、新車と確認できる資料
(新車は特定自主検査記録表は不要)

自社で保有するもののみ加点する
ので、「使用者名」は必ず自社にな
るはず。(確認の意味で設けている
項目)

機械固有の番号を記載。
(登録番号でも可)

売買・リース契約書や注文書等、
所有・使用がわかるものを必ず
持参すること。

注意事項3のいずれかの機械名
を記入。
ショベル系掘削機の場合は
括弧書きでアタッチメントを記載。

以下を必ず記載すること。
・ショベル系掘削機…省略可
・ブルドーザー…自重
・トラクターショベル…バケット容量
・モーターグレーダー…自重
・ダンプ車…自動車検査有効期限
・移動式クレーン…つり上げ荷重、自動車検査有効期限
・アスファルト・フィニッシャー…自動車検査有効期限

注意事項もよく確認してください(特に1)。

注意事項

- リース契約により使用する機械 (使用期間が審査基準日から1年7ヶ月以上あるものに限る。) の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載すること。
- 審査基準日時点で自ら保有し、又はリース契約により使用している機械等について記載すること。(自社のみができる機械を記載すること。)
- ショベル系掘削機、ブルドーザー (自重3トン以上)、トラクターショベル (バケット容量0. 4立米以上)、移動式クレーン (つり上げ荷重3トン以上)、ダンプ車 (自動車検査証の形状に「ダンプ」等の記載のあるもの、備考に「積載物は土砂以外のものとする」等の記載が無いこと)、モーターグレーダー (自重5トン以上)、締固め用機械 (自走可能なもの)、解体用機械 (ベアスマシンごと)、高所作業車 (作業床高さ2メートル以上)、のいずれかを記入

機械設備等調書について

●対象機械一覧

名称	範囲	根拠法令
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	建設機械 抵当法
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー (自走能力がある特定自主検査対象機械)	労働安全衛生法施行令
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の場合、重複しての記載はできません。	労働安全衛生法施行令
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの	労働安全衛生法施行令
ダンプ車	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象としない。 自動車検査有効期限のあるもの。	道路運送車両法
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン (つり上げ荷重3トン未満は対象外) 自動車検査有効期限のあるもの。	労働安全衛生法施行令

●確認書類

ア 所有を確認できる書類(以下のいずれか)

- ① 売買契約書
- ② 統一譲渡証明書
- ③ 販売証明書
- ④ ①がない場合は、注文書等
- ⑤ ④がない場合は、資産償却台帳
- ⑥ リース契約書、リース証明書

なお、オンロード車(自動車ナンバーのある車)の場合は、自動車検査証(写し)で可

イ 検査されていることを確認できる書類

建設機械の種類	確認資料
ショベル系掘削機	特定自主検査記録表 ※審査基準日以前1年以内に点検を実施したもの ※新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、不要。
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
締固め用機械	
解体用機械	
高所作業車	
ダンプ車	自動車検査証 (電子車検証の場合、自動車検査証記録事項)
移動式クレーン	製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証(様式21号) ※有効期間に審査基準日を含むもの。 自動車検査証 (電子車検証の場合、自動車検査証記録事項)

ウ 自重、容量等を確認できる書類(ショベル系掘削機以外)(例:カタログ等)

※原則として、特定自主検査記録表は不可(明確な記載があれば例外として可)

エ 評価対象は15台までです。